東日本大震災復興交付金(復興交付金基金) 交付要綱(文部科学省)

23文科政第60号 平成24年1月17日 文部科学大臣決定

(通則)

第1条 東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号。以下「法」という。)第78条第3項に規定する復興交付金のうち、文部科学大臣(以下「大臣」という。)を東日本大震災復興特別区域法施行規則(平成23年内閣府令第69号。以下「規則」という。)第47条第1項に規定する交付担当大臣(以下「交付担当大臣」という。)とするもの(東日本大震災復興交付金制度要綱(平成24年1月6日府復第3号・23文科政第54号・厚生労働省発会0106第3号・23予633号・国官会第2357号・環境政発第120106002号。以下「制度要綱」という。)第8に規定する基金に交付するものに限る。以下「交付金」という。)の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、法、東日本大震災復興特別区域法施行令(平成23年政令第409号)、規則、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)及びその他の法令並びに制度要綱及び復興交付金基金管理運営要領(平成24年1月13日府復第4号・23文科政第56号・厚生労働省発会0106第4号・23予第634号・国官会第2358号・環境政発第120106001号。以下「基金管理運営要領」という。)のほか、この交付要綱に定めるところによるものとする。

(交付の目的)

第2条 交付金は、法第77条第1項に規定する特定市町村又は同項に規定する特定都道県(以下「特定地方公共団体」という。)に基金を造成し、当該基金を活用することにより、法第77条第1項に規定する復興交付金事業計画(以下「復興交付金事業計画」という。)に基づく法第78条第1項に規定する復興交付金事業等(以下「復興交付金事業等」という。)を実施することを目的とする。

(交付先)

第3条 交付金は、特定地方公共団体の長に対し、その申請に基づいて交付する。

(交付期間)

第4条 交付金を交付する期間は、復興交付金事業計画に記載された計画期間とする。

(交付の対象となる事業)

第5条 交付金は、復興交付金事業等を実施するための基金(以下「復興交付金基金」 という。)を造成する事業(以下「基金造成事業」という。)を交付の対象とする。

(復興交付金事業等の内容)

第6条 復興交付金事業等は、制度要綱第2の1に規定する基幹事業のうち、東日本大震災により、著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために行う別表1から別表4までに掲げる事業(以下「交付対象基幹事業」という。)及び制度要綱第2の2に規定する効果促進事業等(以下「交付対象効果促進事業等」という。)とする。

(交付額)

- 第7条 大臣は、制度要綱第5により内閣総理大臣から移替えられた交付金について、 次項の交付金の交付額の範囲で、復興交付金事業等に要する費用を特定地方公共団体 に交付する。
- 2 交付金の交付額は、制度要綱第4により特定地方公共団体に通知された復興交付金 事業等ごとの交付可能額を限度とする。

交付額= (A+B+C)

A:交付対象基幹事業の交付額= (a1+a2+a3+a4)

a 1: 別表 1 に掲げる事業の交付額

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令(昭和33年政令第189号。以下「施設費負担法施行令」という。)第1条第1項を準用して算定した額を上限として、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和33年法律第81号。以下「施設費負担法」という。)第5条から第5条の3までの規定を準用し、別表1の事業ごとに算出した事業に要する経費の額に基本国費率を乗じた額の総和に事務費として100分の1を乗じて算定した額を加えた額

a 2: 別表 2 に掲げる事業の交付額

学校施設環境改善交付金交付要綱(平成23年4月1日付け23文科施第3号) 第6の規定を準用し、事業ごとに算出した配分基礎額に基本国費率を乗じた 額の総和と別表2の事業ごとに算出した事業に要する経費の額に基本国費率 を乗じた額の総和とを比較して少ない方の額に事務費として100分の1を乗じ て算定した額を加えた額

a3: 別表3に掲げる事業の交付額

「安心こども基金管理運営要領」(平成21年3月5日20文科初第1297号・ 雇児発第0305005号)における「幼稚園等の複合化・多機能化推進事業」及び 「その他事業(都道府県事務費)」の規定を準用し、別表3の事業ごとに算 出した額の総和(以下「a3事業費という)に基本国費率を乗じた額

a4:別表4に掲げる事業の交付額

埋蔵文化財緊急調査費国庫補助要項(昭和54年5月1日付け庁保管第24号。)

- 4. の規定を準用し、別表 4 の事業ごとに算出した額の総和(以下「a ₄事業費」という。)に基本国費率を乗じた額
- B: 追加交付額= (b₁+b₂+b₃+b₄)

b 1: a 1に係る追加交付額

(別表 1 の事業ごとに算出した事業に要する経費の額の総和 $-a_1$) × 1/2 b₂: a₂に係る追加交付額

(別表 2 の事業ごとに算出した事業に要する経費の額の総和 $-a_2$) × 1 \angle 2 b_3 : a_3 に係る追加交付額

(a₃事業費-a₃-a₃事業費のうち国又は特定地方公共団体以外の者(以下 「民間事業者等」という)が負担する額)×1/2

b 4: a 4に係る追加交付額

(a₄事業費-a₄)×1/2

- C:交付対象効果促進事業等の交付額= (c1+c2+c3+c4)
 - c1: 別表1に掲げる事業に係る交付額

復興交付金事業計画様式1-4に記載したA-1に係る効果促進事業等の 交付対象事業費の総和に0.8を乗じた額

c2: 別表2に掲げる事業に係る交付額

復興交付金事業計画様式1-4に記載したA-2に係る効果促進事業等の 交付対象事業費の総和に0.8を乗じた額

c 3: 別表3に掲げる事業に係る交付額

復興交付金事業計画様式1-4に記載したA-3に係る効果促進事業等の 交付対象事業費の総和に0.8を乗じた額

c4:別表4に掲げる事業に係る交付額

復興交付金事業計画様式1-4に記載したA-4に係る効果促進事業等の 交付対象事業費の総和に0.8を乗じた額

(事前着手)

第8条 第9条による交付の申請及び第10条による交付の決定前に、制度要綱第8の4 による交付申請及び交付決定前の復興交付金事業等の実施の承認を通知する様式は、 別記様式1によるものとする。

(交付申請)

- 第9条 適正化法第5条及び適正化法施行令第3条の規定による交付金の交付の申請については、交付を受けようとする特定地方公共団体(ただし別表3に掲げる事業を実施することを目的とする場合は市町村を除く。以下「交付申請者」という。)は、別に通知する日までに、大臣に対し、基金造成事業に関する交付申請書(別記様式2)に必要な書類を添付して、内閣総理大臣を経由し、提出するものとする。
- 2 前項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、内閣総理大臣を経由後に、 都道県教育委員会も経由するものとする。

(交付決定)

- 第10条 大臣は、前条の規定により交付の申請があった場合において、その内容を審査 するとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、交付金を交付すべきものと 認めたときは、適正化法第6条第1項の規定に基づき、交付申請者に交付金の交付の 決定を行うものとする。
- 2 大臣は、前項の規定により交付金の交付の決定を行ったときは、適正化法第8条の 規定に基づき、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を 交付申請者に通知(別記様式3)するものとする。この場合、内閣総理大臣を経由す るものとする。
- 3 第1項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、交付の決定の内容及び

これに条件を附した場合にはその条件を都道県教育委員会が交付申請者に通知するものとし、この場合も内閣総理大臣を経由するものとする。

(交付申請の変更)

- 第11条 交付申請者が、交付申請の内容を変更しようとする場合には、内閣総理大臣を 経由し、大臣に内容変更承認申請書(別記様式4)を提出し、その承認を得なければ ならない。ただし、交付決定額に変更をきたすことが無い場合は、この限りではない。
- 2 前項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、第9条第2項の規定を準用するものとする。
- 3 大臣は、前項の承認をしたときは、適正化法第10条第4項の規定に基づき、速やかにその内容の変更を交付申請者に通知(別記様式5)するものとする。この場合、内閣総理大臣を経由するものとする。
- 4 前項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、都道県教育委員会が通知するものとし、この場合も内閣総理大臣を経由するものとする。

(交付の条件)

- 第12条 復興交付金基金は、交付金の交付を受けて、新たに造成するものとする。また、 交付金の追加交付を受けた場合は、同一の基金に積み増すものとする。
- 2 復興交付金基金は、他の交付担当大臣の交付に係るものと別に経理するものとする。
- 3 復興交付金事業等は、平成27年度末を期限として実施するものとし、復興交付金事業等が完了した場合(基金管理運営要領第3の8による復興交付金事業等の終了を命ぜられた場合を含む。第20条第3項、第24条第1項において同じ。)には、復興交付金基金の残余額を大臣の指示を受けて国庫に納付しなければならない。
- 4 前項に規定するほか、復興交付金事業等実施期間中に取り崩す見込みがない余剰額 が明らかな場合は、大臣は交付申請者に対し、国に納付させることができる。

(申請の取下げ)

- 第13条 適正化法第9条第1項に規定する申請の取下げについて、交付申請者は交付の 決定の内容又はこれに附された条件に対し、不服があることにより、申請を取り下げ ようとするときは、交付金の交付の決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、 内閣総理大臣を経由し、大臣に申請取下書(別記様式6)を提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、第9条第2項の規定を準用するものとする。

(基金造成事業の実績報告)

- 第14条 交付申請者は、基金造成事業を完了したときは、適正化法第14条の規定による 実績報告について、当該年度の4月10日までに、内閣総理大臣を経由し、大臣に実績 報告書(別記様式7)を提出して行うものとする。
- 2 前項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、内閣総理大臣を経由後に、 都道県教育委員会に提出するものとする。

(交付金額の確定等)

- 第15条 大臣は、適正化法第15条の規定に基づき、前条による実績報告の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る基金造成事業の成果が交付金の決定内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付申請者に交付額確定通知書(別記様式8)を内閣総理大臣を経由して通知するものとする。
- 2 前項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、都道県教育委員会が交付 すべき交付金の額を確定し、交付額確定通知書を通知するものとし、この場合も内閣 総理大臣を経由するものとする。
- 3 大臣は、交付申請者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額 を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるも のとする。
- 4 前項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、都道県教育委員会が返還 を命ずるものとする。
- 5 前2項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、 当該交付金の返還のための予算措置につき、特定地方公共団体が議会の議決を必要と する場合で、かつ、この期限により難い場合その他やむを得ない事情がある場合には、 特定地方公共団体の申請に基づき交付金の額の確定の通知の日から90日以内で文部科 学大臣が別に定める日以内とすることができる。なお、返還期限内に納付がない場合 は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算 した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

- 第16条 大臣は、次の号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。
 - 一 交付申請者が、適正化法、適正化法施行令その他の法令、制度要綱、基金管理運営要領又はこの要綱の規定に違反したことにより大臣から是正のための指示を受け、 その指示に従わない場合
 - 二 交付申請者が、この要綱に基づき交付した交付金を基金造成事業以外の用途使用 した場合
 - 三 交付申請者が、基金造成事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場 合
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、基金造成事業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合
- 2 大臣は、前項の規定により交付決定の取消を行った場合は、交付した交付金の全部 又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項に基づく交付金の返還については、第15条第3項の規定を準用する。

(交付金の経理)

第17条 交付申請者は、交付金と基金造成事業に関係する帳簿及び証拠書類又は証拠物 を整理し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(標準処理期間)

第18条 大臣は、第9条に規定する申請書が大臣に到達した日から起算して、原則として30日以内に交付の決定を行うものとする。

(復興交付金事業等の実施)

- 第19条 復興交付金事業等を実施する場合には、次項から第5項までの条件が附される ものとする。
- 2 交付申請者は、復興交付金事業等の実施に係る補助の際には、交付申請その他の手続等の補助要綱を定め、実施するものとする。この場合、交付の条件として、適正化法、適正化施行令、制度要綱、基金管理運営要領及びこの要綱に定める事項を附さなければならない。
- 3 交付申請者は、復興交付金事業等により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、復興交付金事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 4 大臣は、交付申請者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見 込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができるものとする。
- 5 復興交付金事業等により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに復興交付金事業等により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、大臣の承認を受けないで、この復興交付金事業等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、破壊し又は廃棄してはならない。
- 6 前項に規定する大臣の承認の手続等については、別表 1、別表 2 及び別表 3 に掲げる交付対象事業による財産取得等については、公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目(平成18年7月13日付け18文科施第188号。以下「運用細目」という。)第3の20の規定を準用する。ただし、別表 3 (民間事業者等が財産を取得した場合に限る。)に掲げる交付対象事業による財産取得等については、私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)に係る財産処分の承認等について(平成20年7月30日20文科初第490号文部科学省初等中等教育局長通知)を準用する。

(復興交付金事業等の廃止)

- 第20条 交付申請者は、復興交付金事業等の全てを廃止する場合には、大臣に事業廃止 承認申請書(別記様式9)を内閣総理大臣を経由して提出し、その承認を受けなけれ ばならない。
- 2 前項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、第9条第2項の規定を準 用するものとする。

(復興交付金事業等の状況報告)

第21条 交付申請者は、毎年度末に、当該年度に実施した復興交付金事業等について、 状況報告書(別記様式10)を作成し、内閣総理大臣を経由して大臣に提出するととも に、インターネットの利用その他の適切な方法により、その内容を公表するものとす る。 2 前項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、第9条第2項の規定を準用するものとする。

(復興交付金事業等の検査等)

- 第22条 大臣は、復興交付金基金による復興交付金事業等の執行の適正を期するため必要があるときは、交付申請者に対して報告を求め、又は文部科学省職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- 2 大臣は、前項の調査により、適正化法、適正化法施行令、制度要綱、基金管理運営 要領又はこの要綱の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、交付申請者に 対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。
- 3 前2項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、都道県教育委員会が交付対象事業の検査等を行うものとする。

(復興交付金事業等の実績報告)

- 第23条 交付申請者は、復興交付金事業等が全て完了したとき又は平成27年度末を経過したときは、その日(ただし、当該事業費の支出を出納整理期間に行うものである場合には、出納整理期間末日。)から1ヶ月以内に復興交付金事業等に関する事業完了報告書(別記様式11)を作成し、内閣総理大臣を経由して大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、内閣総理大臣を経由後に、 都道県教育委員会に提出するものとする。

(指導監督交付金の交付)

第24条 国は、都道県教育委員会が域内の復興交付金事業等の適正な執行を図るため、 国との連絡及び域内の交付申請者に対して行う指導、連絡、調査、検査等の事務に要 する経費に対して、指導監督交付金を交付することができる。

(施設費負担法等の準用)

第25条 施設費負担法第7条及び第8条、施設費負担法施行令第3条から第6条まで及び第9条並びに義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則(昭和3 3年文部省令第21号)第1条から第3条までの規定については、別表1に掲げる事業の交付について準用する。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、別表1及び別表2に掲げる事業の実施に関し必要な事項は運用細目で定める。

別表 1 公立学校施設整備費国庫負担事業 (公立小中学校等の新増築・統合)

/J ¹ /J		心以正确其四样其近事未(五立小十十次年)初,	
項	交付対象事業	対象となる経費	基本国費率
1	小学校及び中	東日本大震災の被害からの復興のために行う	1 / 2
	学校の校舎の	小学校及び中学校(第3項に該当する中学校	
	新増築	を除く。同項を除き、以下別表1について同	
		じ。)における教室の不足を解消するための	
		校舎の新増築(買収その他これに準ずる方法	
		による取得を含む。以下同じ。)に要する経	
		費	
2	小学校及び中	東日本大震災の被害からの復興のために行う	1 / 2
	学校の屋内運	小学校及び中学校の屋内運動場の新増築に要	
	動場の新増築	する経費	
3	中等教育学校	東日本大震災の被害からの復興のために行う	1 / 2
	等の建物の新	中学校で学校教育法第71条の規定により高等	
	増築	学校における教育と一貫した教育を施すもの	
		及び中等教育学校の前期課程の建物(校舎,	
		屋内運動場及び寄宿舎をいう。以下同じ。)	
		の新増築に要する経費	
4	特別支援学校	東日本大震災の被害からの復興のために行う	1 / 2
	の小学部及び	特別支援学校の小学部及び中学部の建物の新	(算定割合の特例)
	中学部の建物	増築に要する経費	都道県が設置する施設
	の新増築		費負担法附則第3項に
			規定する建物にあって
			は5.5/10
5	小学校及び中	東日本大震災の被害からの復興のために行う	1 / 2
	学校の統合に	小学校及び中学校を適正な規模にするため統	
	伴う校舎及び	合しようとすることに伴つて必要となり,又	
	屋内運動場の	は統合したことに伴つて必要となつた校舎又	
	新増築	は屋内運動場の新増築に要する経費	

別表 2 学校施設環境改善事業(公立学校の耐震化等)

項	交付対象事業	対象となる経費	基本国費率
1	構造上危険な	東日本大震災の被害からの復興のために行	1 / 3
	状態にある建	う義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教	
	物の建築	育学校の前期課程並びに特別支援学校の小	
		学部及び中学部をいう。以下同じ。)の建物	
		(校舎、屋内運動場及び寄宿舎をいう。以下	
		同じ。)で構造上危険な状態にあるものの改	
		築(買収その他これに準ずる方法による取得	
		を含む。以下同じ。)に要する経費	
		東日本大震災の被害からの復興のために行	1 / 3
		う特別支援学校の幼稚部の校舎及び寄宿舎	
		の構造上危険な状態にあるものの改築に要	
		する経費	
		東日本大震災の被害からの復興のために行	1 / 3
		う特別支援学校の高等部の建物(職業学科	
		(職業コースを含む。以下同じ。)における	
		校舎を除く。)の構造上危険な状態にあるも	
		のの改築に要する経費	
		東日本大震災の被害からの復興のために行	1 / 3
		う特別支援学校の高等部の職業学科に係る	
		校舎の構造上危険な状態にあるものの改築	
		に要する経費	
		東日本大震災の被害からの復興のために行	1 / 3
		う幼稚園の園舎の構造上危険な状態にある	
		ものの改築に要する経費	
2	不適格改築	東日本大震災の被害からの復興のために行	1 / 3
		う教育を行うのに著しく不適当な幼稚園、	(算定割合の特例)
		小学校、中学校、中等教育学校の前期課程	公立学校施設に係る大規
		及び特別支援学校の建物 (幼稚園にあっては	模地震対策関係法令及び
		園舎。以下同じ。)で特別の事情があるもの	地震防災対策関係法令の
		の改築に要する経費	運用細目(昭和55年7月
			23日付け文管助第217号。
			以下「地震運用細目」と
			いう。) 4 (1)で定め
			るアからウまでのいずれ
			かの基準に適合する幼稚
			園, 小学校, 中学校, 中
			等教育学校の前期課程並
			びに特別支援学校の幼稚

ı			部, 小学部及び中学部の
			建物にあっては1/2
3	補強	東日本大震災の被害からの復興のために行	1 / 3
		 う幼稚園,小学校,中学校,中等教育学校	 (算定割合の特例)
		の前期課程及び特別支援学校の補強を要す	ア 小学校、小学校、中
		る建物の補強工事に要する経費	学校、中等教育学校の
			前期課程の木造以外の
			校舎又は屋内運動場に
			あっては1/2
			イ 地震運用細目4(2)
			で定めるアからウまで
			のいずれかの基準に適
			合する幼稚園, 小学校,
			中学校,中等教育学校
			の前期課程並びに特別
			支援学校の幼稚部、小
			学部及び中学部の建物
			にあっては2/3
4	大規模改造	東日本大震災の被害からの復興のために行	1 / 3
	(老朽)	う幼稚園, 小学校, 中学校, 中等教育学校	
		の前期課程及び特別支援学校の建物で建築	
		後20年以上経過したものの大規模改造で次	
		に掲げる整備に要する経費	
		ア 建物全体の改修工事	
		イ エコ改修工事	
5	大規模改造	東日本大震災の被害からの復興のために行	1 / 3
	(質的整備)	う幼稚園,小学校,中学校,高等学校,中	
		等教育学校及び特別支援学校の建物の大規	
		模改造で次に掲げる質的整備に要する経費	
		(ただし、高等学校及び中等教育学校の後期 	
		課程にあっては校内LANの整備に限る。)	
		ア 教育内容及び方法の多様化等に適合さ	
		せるための内部改造工事	
		イ 法令等に適合させるための工事	
		ウ 既設校内LAN整備工事	
		エ スプリンクラーの設置 (特別支援学校の	
		寄宿舎に係るものに限る。)	
		才 空調設置工事	
		力 障害児等対策施設整備工事	
		キ 安全管理対策施設整備工事	

I		ク その他文部科学大臣が特に認めるもの	
6	屋外教育環境	東日本大震災の被害からの復興のために行	1 / 3
	の整備に関す	│ │う幼稚園,小学校,中学校,中等教育学校	
	る事業	 の前期課程及び特別支援学校の屋外教育環	
		 境施設(屋外における教育環境整備の施設	
		│ │(植栽のための立木、芝生を含む。)であり、	
		 屋外運動場(幼稚園にあっては屋外運動広	
		場)のための施設,屋外集会のための施設(幼	
		稚園において整備するものに限る。),屋外	
		学習のための施設及び防災広場のための施	
		設(高等学校及び中等教育学校の後期課程に	
		おいて整備するものを含む。)その他これら	
		に附帯する施設をいう。)の整備に要する経	
		費	
7	木の教育環境	東日本大震災の被害からの復興のために行	1/3
	の整備に関す	う小学校、中学校、中等教育学校の前期課	
	る事業	程及び特別支援学校の木の教育環境(木のふ	
		れあいの場をいう。)の整備に要する経費	
		東日本大震災の被害からの復興のために行	1 / 3
		う小学校、中学校、中等教育学校の前期課	
		程(以下「小学校等」という。)の専用講	
		堂の整備に要する経費	
8	地域・学校連	東日本大震災の被害からの復興のために行	1 / 3
	携施設の整備	う小学校、中学校、中等教育学校の前期課	
	に関する事業	程及び特別支援学校の地域・学校連携施設	
		(複合化促進型をいう。)の新築, 増築又は	
		改築(構造上危険な状態にあるものに限る。)	
		(校舎又は屋内運動場の新築, 増築又は改築	
		と同時に行われるものに限る。)に要する経	
		費	
9	へき地学校等	東日本大震災の被害からの復興のために行	1 / 2
	の寄宿舎,教	う小学校又は中学校(学校教育法第71条の規	
	職員住宅及び	定により高等学校における教育と一貫した	
		教育を施すもの(以下「併設型中学校」とい	
	築	う。)を除く。)の寄宿舎で次に掲げるもの	
		の新増築に要する経費	
		ア へき地教育振興法(昭和29年法律第43	
		号)第2条に規定する学校(以下「へき地	
		学校」という。)の児童又は生徒を収容す	
		るためのもの	

1		イ 豪雪法第2条第2項に規定する特別豪
		雪地帯における積雪による通学の困難を
		緩和するためのもの
		東日本大震災の被害からの復興のために行 1 / 2
		う教職員住宅で次に掲げるものの新増築に
		要する経費
		アへき地教育振興法第3条第2号に規定
		するへき地学校に勤務する教員及び職員
		のためのもの
		イ 離島法第4条第1項に規定する離島振
		興計画に基づく,小学校,中学校,中等
		教育学校の前期課程又は特別支援学校(視
		覚障害者又は聴覚障害者である児童又は
		生徒に対する教育を主として行うものに
		限る。)の小学部若しくは中学部に勤務す
		る教員又は職員のためのもの
		ウ 過疎法第6条第1項に規定する市町村
		過疎地域自立促進計画に基づく,小学校
		又は中学校を適正な規模にするための統
		合に伴い必要となった小学校又は中学校
		に勤務する教員又は職員のためのもの
		エ 豪雪法第2条第2項に規定する特別豪
		雪地帯における小学校等に勤務する教員
		又は職員の積雪による通勤の困難を緩和
		するためのもの
		東日本大震災の被害からの復興のために行 1 / 2
		う体育、音楽等の学校教育及び社会教育の
		用に供するための施設で次に掲げるものの
		新増築に要する経費
		アーへき地教育振興法第3条第3号に規定
		するへき地学校に設置するもの
		イ 離島法第4条第1項に規定する離島振
10	柱四十每半十	興計画に基づく、小学校等に設置するもの
10		東日本大震災の被害からの復興のために行 1 / 2
	(幼稚部)の新 増築	う特別支援学校の幼稚部の校舎及び寄宿舎
11		の新増築に要する経費 東日本大震災の被害からの復興のために行 1 / 2
11		う特別支援学校の高等部の建物の新増築に
		要する経費
12		東日本大震災の被害からの復興のために行 1 / 3
12	一名の図古	

1	の新増築	う幼稚園の園舎の新増築(学級定員の引下げ
		に伴う園舎の増築を含む。)に要する経費
13	公害	東日本大震災の被害からの復興のために行 1 / 3
		う小学校、中学校、高等学校、中等教育学
		校,特別支援学校及び幼稚園のうち公害(環
		境基本法(平成5年法律第91号)第2条第3
		項の公害をいう。以下同じ。)の被害校の建
		物で教育環境上著しく不適当なものの改築
		及び二重窓、換気装置その他の公害防止エ
		事に要する経費
14	産業教育施設	東日本大震災の被害からの復興のために行 1 / 3
	の整備	う高等学校及び中等教育学校の後期課程の
		産業教育のための実験実習施設の整備に必
		要な経費のうち、次に掲げる事業を実施す
		るために必要な経費
		アー般施設
		イ 普通科等家庭科
		ウ・専攻科
		工 産業教育共同利用施設
		才 農業経営者育成高等学校拡充整備
		カー特別装置
		キ 実習船
15	学校給食施設	東日本大震災の被害からの復興のために行 1 / 2
	の新増築	う義務教育諸学校における学校給食の開設
		に必要な施設設備(ドライシステムによるも
		のに限る。以下同じ。)及び学校給食の改善
		充実に必要な施設設備の新増築に要する経
		費(財政力指数0.5未満のへき地の学校にあ
		っては改修に要する経費を含む。)
16		東日本大震災の被害からの復興のために行 1 / 3
	の改築	う義務教育諸学校における学校給食の開設
		に必要な施設設備及び学校給食の改善充実
		に必要な施設設備で構造上危険な状態にあ
		るものの改築、小規模共同調理場を統合し
		て適性規模にするため及び参加校若しくは
		児童生徒数の増加に伴い施設が狭隘である
		ための施設の改築又は保健衛生上、機能上、
		構造上及び学校管理運営上不適切と文部科
		学大臣が認めるものの改築(都道県により自
		主的な市町村の合併の推進に関する構想に

1	1	位置付けられた構想対象市町村又は平成21	
		年3月末までに合併の申請を行い平成22年	
		3月末までに合併した市町村であり、かつ、	
		「市町村建設計画」に共同調理場の整備に	
		ついて明記されたものにあっては、市町村	
		合併による既設共同調理場施設の統合等に	
		よる改築(以下「既設共同調理場施設統合改	
		築」という。)を含む。)に要する経費	
17	地はっポーツ	東日本大震災の被害からの復興のために行	1 / 3
17		う地域スポーツクラブの活動拠点となる地	1 / 0
		域スポーツセンターの新築、改築又は改造	
	架, 以追		
10	·····································	に要する経費 東日本大震災の被害からの復興のために行	고 바ば고 / こゝ. ば Ьゝ.
18			
	ルの新改築	う一般の利用に供するための地域スイミン	
		グセンター及び浄水型水泳プールの新築又	
		は改築に要する経費	飲料水等の確保等によ
			り被災者の安全を確保
			するために必要な浄水
			型の地域スイミングセ
			ンター 1/2
			ウ 浄水型水泳プール
			1 / 2
19	地域屋外スポ	東日本大震災の被害からの復興のために行	1 / 3
	ーツセンター	う一般の利用に供するための地域屋外スポ	
	新改築	ーツセンターの新築又は改築に要する経費	
20	地域武道セン	東日本大震災の被害からの復興のために行	1 / 3
	ター新改築	う一般の利用に供するための地域武道セン	
		ターの新築又は改築に要する経費	
21	学校水泳プー	東日本大震災の被害からの復興のために行	ア 水泳プール 1/3
	ル(屋外)新改	う義務教育諸学校の水泳プール(屋外)の新	イ 地震災害時における
	築	築又は改築に要する経費	飲料水等の確保等によ
			り被災者の安全を確保
			するために必要な水泳
			プール 1/2
22	学校水泳プー	東日本大震災の被害からの復興のために行	1 / 3
	ル上屋新改築	う義務教育諸学校の水泳プール上屋の新築	
		又は改築に要する経費	
23	学校水泳プー	東日本大震災の被害からの復興のために行	ア 水泳プール 1/3
	ル (屋内)新改	う義務教育諸学校の水泳プール(屋内)の新	イ 地震災害時における
1			
	築	築又は改築に要する経費	飲料水等の確保等によ

			り被災者の安全を確保
			するために必要な浄水
			型水泳プール 1/2
24	学校水泳プー	東日本大震災の被害からの復興のために行	1 / 3
	ル耐震補強	う義務教育諸学校の既設水泳プールの補強	
		に要する経費	
25	中学校武道場	東日本大震災の被害からの復興のために行	1 / 2
	新築	う中学校,中等教育学校の前期課程及び特	
		別支援学校の中学部の武道場の新築に要す	
		る経費	
26	中学校武道場	東日本大震災の被害からの復興のために行	1 / 3
	改築	う中学校、中等教育学校の前期課程及び特	
		別支援学校の中学部の武道場の改築に要す	
		る経費	
27	学校屋外運動	東日本大震災の被害からの復興のために行	1 / 3
	場照明施設新	う義務教育諸学校の屋外運動場照明施設の	
	改築	新築又は改築に要する経費	
28	学校クラブハ	東日本大震災の被害からの復興のために行	1 / 3
	ウス新改築	う義務教育諸学校のクラブハウスの新築又	
		は改築に要する経費	
29	地上デジタル	東日本大震災の被害からの復興のために行	1 / 2
	放送の整備に	う幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校, 中	
	関する事業	等教育学校、特別支援学校及び公民館のア	
		ンテナ等工事に要する経費	
30	太陽光発電の	東日本大震災の被害からの復興のために行	1 / 2
	整備に関する	う 幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校	
	事業	の前期課程、高等学校及び中等教育学校の	
		後期課程の産業教育のための実験実習施設、	
		特別支援学校並びに共同調理場の太陽光発	
		電の整備に要する経費	
31	校内LAN(新	東日本大震災の被害からの復興のために行	1 / 2
	設)の整備に	う小学校、中学校、高等学校、中等教育学	
	関する事業	校及び特別支援学校の校内LAN(新設)の整備	
		工事に要する経費	
		工事に安りる性質	

別表3 幼稚園等の複合化・多機能化推進事業

項	交付対象事業	対象となる経費	基本国費率
1	就学前の子どもに関する教育、	本体工事費、特殊附帯工事費、設計	1/2
	保育等の総合的な提供の推進に	料、解体撤去工事費及び仮設施設整	
	関する法律(平成18年法律第	備工事費(改築、増改築の場合が対	
	77号)(以下「認定こども園	象)	
	法」という。」)第3条第2項		
	に基づく幼保連携型認定こども		
	園を構成する学校教育法(昭和		
	22年法律第26号)第1条に		
	規定する幼稚園の整備		
2	認定こども園法第3条第2項に	本体工事費、特殊附帯工事費、設計	1/2
	基づく幼保連携型認定こども園	料、解体撤去工事費及び仮設施設整	
	としての機能を備えて復旧・再	備工事費(改築、増改築の場合が対	
	開する学校教育法第1条に規定	象)	
	する幼稚園の整備		
3	認定こども園法第3条第1項	本体工事費、特殊附帯工事費、設計	1/2
	第 1 号又は第 2 項第 1 号に基づ	料、解体撤去工事費及び仮設施設整	
	く幼稚園型認定こども園として	備工事費(改築、増改築の場合が対	
	の機能を備えて復旧・再開する	象)	
	学校教育法第1条に規定する幼		
	稚園の整備		
4		本体工事費、特殊附帯工事費、設計	1/2
		料、解体撤去工事費及び仮設施設整	
		備工事費(改築、増改築の場合が対	
	旧・再開する児童福祉法(昭和	象)	
	2 2 年法律第 1 6 4 号)第 7 条		
	に規定する保育所の幼稚園機能		
	部分の整備		
5	1 から 4 までの事業に係る、都		1/2
	道府県における事務処理	府県の事務のために必要な職員手当	
		等(時間外勤務手当、管理職員特別	
		勤務手当)、共済費(賃金に係る社	
		会保険料)、賃金、報償費、旅費、	
		需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、	
		印刷製本費及び光熱水費)、役務費	
		(通信運搬費)、委託料、使用料、	
		賃借料等	

別表 4 埋蔵文化財発掘調査事業

項	交付対象事業	対象となる経費	基本国費率
1	発掘調査	特定地方公共団体が策定する復興事業計画に	1/2
		基づく埋蔵文化財の記録の作成又は保存に必	
		要な資料を得るために行う、発掘調査及び発	
		掘された資料の保存整理に要する経費	
2	遺跡発掘事前	特定地方公共団体が策定する復興事業計画に	1/2
	総合調査事業	基づく復興区域又は当該復興事業の実施区域	
		の埋蔵文化財の所在、範囲及び性格を明らか	
		にし、当該復興事業と調整するために行う、	
		遺跡の詳細な分布、試掘等による総合調査に	
		要する経費	
3	重要遺跡確認	別表4第1項によって確認かつ把握された遺	1/2
	緊急調査	跡において、当該遺跡が重要な遺跡として保	
		護を図るため、遺跡の範囲及び性格を確認す	
		る調査に要する経費	
4	出土遺物保存	復興事業として処理が必要となった、発掘調	1/2
	処 理	査によって検出された出土品のうち、木製品、	
		金属製品、自然遺物等のものについて、その	
		恒久保存を図るために行う保存科学的処理に	
		要する経費	

(別記様式1 交付決定前着手承認通知書)

番 号 年月日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

文部科学大臣印

東日本大震災復興交付金交付決定前着手承認通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった復興交付金事業計画に基づく事業について、交付金交付決定前に事前着手することを承認したので通知する。

番号 平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

特定地方公共団体の名称及びその長の氏名 印

平成〇〇年度東日本大震災復興交付金(復興交付金基金)の交付申請について

平成 年 月 日付け〇〇〇発第〇〇号で交付可能額の通知を受けた東日本大震災復 興交付金(復興交付金基金)の交付申請について、次のとおり申請する。

1 交付金申請額 金 円

- 2 基金造成計画書(別紙1)
- 3 特定地方公共団体の歳入歳出予算(見込)書抄本(別紙2)
- 4 基金造成経費所要額調書(別紙3)
- (注) 復興交付金基金を造成する初回の交付申請においては不要
- 5 添付書類
 - 1. 特定地方公共団体の基金条例(又は基金条例(案))
 - 2. 東日本大震災復興交付金事業計画の写し

基金造成計画書

基金の保有区分	保管予定額	備考
	単位:円	
合計額		

- (注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。
 - 2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

特定地方公共団体の歳入歳出予算(見込)書抄本

(特定地方公共団体の名称	:
	•

(単位:円)

歳	歳 出			
事項	金額	事項	金額	備考
(款) ○○支出金		(款) 〇〇支出金		
(項)		(項)		
(目)		(目)		
(節)		(節)		
合 計		合 計		

平成〇〇年度東日本大震災復興交付金(復興交付金基金)交付決定通知書

特定地方公共団体の名称及びその長の氏名 殿

平成 年 月 日付け第〇〇号で交付申請のあった平成〇〇年度東日本大震災復興交付金(復興交付金基金)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 印

記

- 1 交付金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成〇年〇月〇日付け第〇〇号 交付申請書のとおりである。
- 2 交付決定額は次のとおりである。

交付決定額 金 円

ただし、事業の内容が変更された場合において、交付金の額が変更されるときは、 別に通知するところによる。

3 交付金の額の区分は、平成 年 月 日付け第〇〇号交付申請書のとおりである。

- 4 交付金の確定額は、交付すべき交付金の額と交付金の交付決定額とのいずれか低い額とする。
- 5 事業者は、東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)、東日本大震 災復興特別区域法施行規則(平成23年内閣府令第69号)、適正化法、同施行令(昭 和30年政令第255号)、東日本大震災復興交付金制度要綱、東日本大震災復興交付 金基金管理運営要領及び東日本大震災復興交付金(復興交付金基金)交付要綱(文 部科学省)に従わなければならないこととする。
- 6 この交付決定に対して不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限 は平成 年 月 日とする。

平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

特定地方公共団体の名称及びその長の氏名 印

平成○○年度東日本大震災復興交付金(復興交付金基金)の変更交付申請について

平成 年 月 日付け〇〇〇発第〇〇号をもって交付の決定を受けた東日本大震災復 興交付金(復興交付金基金)について、次のとおり変更したいので申請する。

- 2 変更を受けようとする理由
- 3 基金造成計画書(変更)
- 4 特定地方公共団体の歳入歳出予算(見込) 書抄本(変更)

※交付の決定を受けた際に記載した内容を上段括弧書きとすること。

注) 交付決定通知書の写しを添付すること。

(別記様式5 内容変更承認通知書)

番 号 年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

文部科学大臣印

東日本大震災復興交付金交付決定変更通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった東日本大震災復興交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第1 0条第1項の規定により、下記のとおり交付決定の内容を変更することに決定したので、同法第10条第4項の規定により通知する。

記

1	変更後交付決定額	
	既交付決定額	千円
	変更増減額	千円

- 2 この交付決定の対象となる事業、その内容については、内容変更承認申請書記載のとおりとする。
- 3 上記のほか、実績報告、交付条件等は、従前の取扱いのとおりとする。

(別記様式6 申請取下書)

番号

平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

特定地方公共団体の名称及びその長の氏名 印

平成〇〇年度東日本大震災復興交付金(復興交付金基金)申請取下書

平成 年 月 日付け〇〇〇発第〇〇号で交付の申請を行った東日本大震災復興交付金(復興交付金基金)の実施について、その申請を取り下げたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定により、下記のとおり申請する。

1 申請を行った年月日

平成 年 月 日

- 2 申請を取下げる理由
- 注) 交付申請書の写しを添付すること。

(別記様式7 実績報告書)

番号

平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

特定地方公共団体の名称及びその長の氏名 印

平成〇〇年度東日本大震災復興交付金(復興交付金基金) 実績報告書

平成 年 月 日付け〇〇〇発第〇〇号をもって復興交付金の交付決定を受けた基金 造成事業に係る実績について、東日本大震災復興交付金(復興交付金基金)交付要綱(文 部科学省)第14条の規定により関係書類を添えて報告します。

1 国庫補助精算額 金

円

A	交付決定額	円
В	交付金受入済額	円
С	差引過不足額(A-B)	円

- 2 基金造成事業実施状況調書(別紙1)
- 3 特定地方公共団体歳入歳出決算(見込)書の抄本(別紙2)
- 注) 交付決定通知書の写しを添付すること。

基金造成事業実施状況調書

基金の保有 区分	造成年月日	保管額	年利率	備考
		単位:円		
合計額				

特定地方公共団体の歳入歳出予算(見込)書抄本

(特定地方公共団体の名称	:
	•

(単位:円)

歳	歳 出			
事項	金額	事項	金額	備考
(款) ○○支出金		(款) 〇〇支出金		
(項)		(項)		
(目)		(目)		
(節)		(節)		
合 計		合 計		

基金造成経費所要額調書

復興交付金事業 に要する経費 (A)	運用益繰入額等 (B)	交付申請額 (A-B) (C)
P	円	円

平成○○年度東日本大震災復興交付金(復興交付金基金)交付額確定通知書

特定地方公共団体の名称及びその長の氏名 殿

平成 年 月 日付け〇〇〇発第〇〇号で交付決定した東日本大震災復興交付金(復興交付金基金)については、平成 年 月 日付け番号による実績報告書に基づき、交付額を 円に確定したので通知する。

平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 印

(別記様式9 事業廃止承認申請書)

番号

平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

特定地方公共団体の名称及びその長の氏名 印

東日本大震災復興交付金事業等中止(廃止)承認申請書

標記について、下記のとおり事業を中止(廃止)したいので、東日本大震災復興交付金(復興交付金基金)交付要綱(文部科学省)の規定により関係書類を添えて提出します。

記

- 1. 復興交付金事業等の事業番号及び名称
- 2. 中止(廃止)の理由 (注)具体的に記載する。
- 3. 中止 (廃止) 後の措置
- 注) 交付決定通知書の写しを添付すること。

(別記様式10 状況報告書)

番号

平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

特定地方公共団体の名称及びその長の氏名 印

東日本大震災復興交付金事業等状況報告書の提出について

標記について、東日本大震災復興交付金(復興交付金基金)交付要綱(文部科学省)の 規定により関係書類を添えて提出します。

1 基金保管実績

(単位:円)

 基金の保有区分	年度当初保管額	運用益繰入額	年度内支出額	年度末保管額
を並り休何 匹力	(A)	(B)	(C)	(A+B-C)
合計				

(注)初年度にあっては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とする。

2 基金運用実績

(単位:円)

基金の保有区分		合計額		
基金の休年込分	前年度まで	当該年度	翌年度以降(見込)	百司領
合計				

(注) 当該年度以降の運用益については、見込額を記載すること。

(添付書類)

- 1 特定地方公共団体の基金条例
- 2 歳入歳出決算(見込)書抄本

(別記様式11 事業完了報告書)

番号

平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

特定地方公共団体の名称及びその長の氏名 印

東日本大震災復興交付金事業等実績報告書の提出について

標記について、東日本大震災復興交付金(復興交付金基金)交付要綱(文部科学省)の 規定により関係書類を添えて提出します。

1 基金保管実績

(単位:円)

基金の保有区分	保管額	運用益繰入額	支出額	残額
基金の休月区分	(A)	(B)	(C)	(A+B-C)
合計				

(注)初年度にあっては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とする。

2 基金運用実績

(単位:円)

基金の保有区分	運用益
合計	

(添付書類)

- 1. 特定地方公共団体の基金条例
- 2. 歳入歳出決算書(抄本)

- 3. 様式 I (別表 1 に係る事業は様式 I ·①、別表 2 に係る事業は様式 I ·②を併せて添付)
- 4. 基金運用実績に係る帳簿の写し
- 5. その他参考となる資料

〔様式 I〕

東日本大震災復興交付金事業完了報告 (A-1・A-2・A-3・A-4に関する事業)

1. 事業内容 (単位: 千円)

					(十)立・111)		
事業名	学校名 (施設名)	事業概要	総 事 業 費	交付対象事業費	復興交付金基金 充 当 額 (C)	その他	交付対象外経費
			(A = B + E)	(B = C + D)	(C)	(D)	(E)
小計 (基幹事業)							
小計 (効果促進事業)							
	合 計						

2. 交付金の実績

保管額+運用益繰入額	復興交付金基金充当額 (H+I)	復興交付金基金 充当額(C)の合計	事務費に係る充当額	
(F)	(G)	(H)	(I)	(J)

【留意事項】

- 〇「事業名」、「学校名(施設名)」、「事業概要」欄については、東日本大震災復興交付金事業計画と記載内容を同一にすること。
- 〇「その他」欄については、地方負担(地方債、一般財源等)や他の補助金等の充当額を記載すること。
- 〇交付決定通知書の写しを添付すること。
- 〇交付金充当事業については、事業の実施を証する書類(契約書の写しなど)及び事業の完了を証する書類(竣工検査調書の写し、支出命令書の写しなど)を提出すること。 (一つの書類で事業の実施及び完了を証する場合は、その書類によって足りる。)

対 象 経 費 算 出 表 (別表1に係る事業)

事 業 名																		
学校名(施設名)																		(単位:円)
	\		工事名															計
		区	分															н
契約前の対象内外工事	工具	事費積算額																
		(2)-	+⑤)	1														
		直拐	接工事費	(2)									1					
			対象外経費										+					Δ
											+							A
			対象内経費															
		井	快通費	(5)														
			仮設費	6														
			諸経費	7														
費	対	象外	共通費	0														
	((5)×(3/2))	8														
	対	象外経費		0														
		(3)	+(8)	9														
	-	契約	5年月日															
契																		
契約後	契約金額 ⑩																В	
\mathcal{O}	請負比率																Б	
対象内	(⑩上段/①)																	
内外		対象外経費									+		+					С
工		(③×⑪×(1+消費税率))																
事費		対象内経費																D
		(⑩下段一⑫)																
_									+		$\frac{1}{1}$							
事	経費名 区 分 契約金額 (税込み) 4																	計
監理		区分																
委	多 (契約金額 税込み) ^④		14)														
計			<u> </u>															
・設計費等		働の内	対象外約	圣費														
																		E
費等		訳	対象内線	圣費														L
<u> </u>		, , .	.	L4*.	<u> </u>				<u> </u>	▽/r → +	44	e l-st				[, [] Ay , min , 1 , 1 , 1 , 1		
エ		対	象内工事		重		١	-		総	額	H-677	曲		対象限度額 (1/100)		対象内事務費	
上事費	_		(D+E)	+ <u>E</u>)		事 務 —	0		+	対象外経費(G×				全 質	(F×1/100)		+	ZはJのいずれか小)
費	F	F				費	G		Н			I			J		K	
Ш						Ш												
															車業)と	要した経費	т	

(F+K)

対 象 経 費 算 出 表 (別表2に係る事業)

事業名											
		学校名(施設	名)						(単位:円、㎡)		
		工事名	\Box						計		
		区分	\searrow						н		
	工事費	1									
	114		2			<u> </u>					
対	共通		3								
象内外	費	計 (②+③)	4								
経費			(5)								
の	((1)-(4)									
試 算	(5)Ø		6								
	内訳		7			<u> </u>					
		象内共通費)×(⑦/⑤))	8								
		才象内経費 (⑦+⑧)	9								
	対象内経費(税込み) (10)										
<u> </u>	(a) × ((1+消費税率) 工事名	\dashv								
対契		区分							計		
象約 内後			11)								
外の 経 費	((枕込み)	12								
算の算出	対象内	事費に占める N工事費の割合 ⑩/⑪	13								
	契約お	約額(税込み)に ける対象内経費 ⑫×⑬							A		
		名 称							計		
耐耐		区分	\searrow						ПI		
力震調力震調制		契約金額 (税込み)	14)								
查経 ・	(<u>4</u>)	対象外経費									
	内訳	対象内経費							В		
含設工		内訳区分							計		
む計事と		初处公姑	15								
基委託費 計費・	(15) O	対象外経費	,								
費実を施	内	対象内経費							С		
・⑬欄は、小数第7位まで表記(第8位以下は切り捨てる。)。 交の									交付対象事業費(対象内経費)の確定		
・D欄(契約後工事費)は、千円未満を切り捨てる。								契約後工事費 D			

契約後工事費 (A+B+C)